

入院における物価上昇対応について（案）①

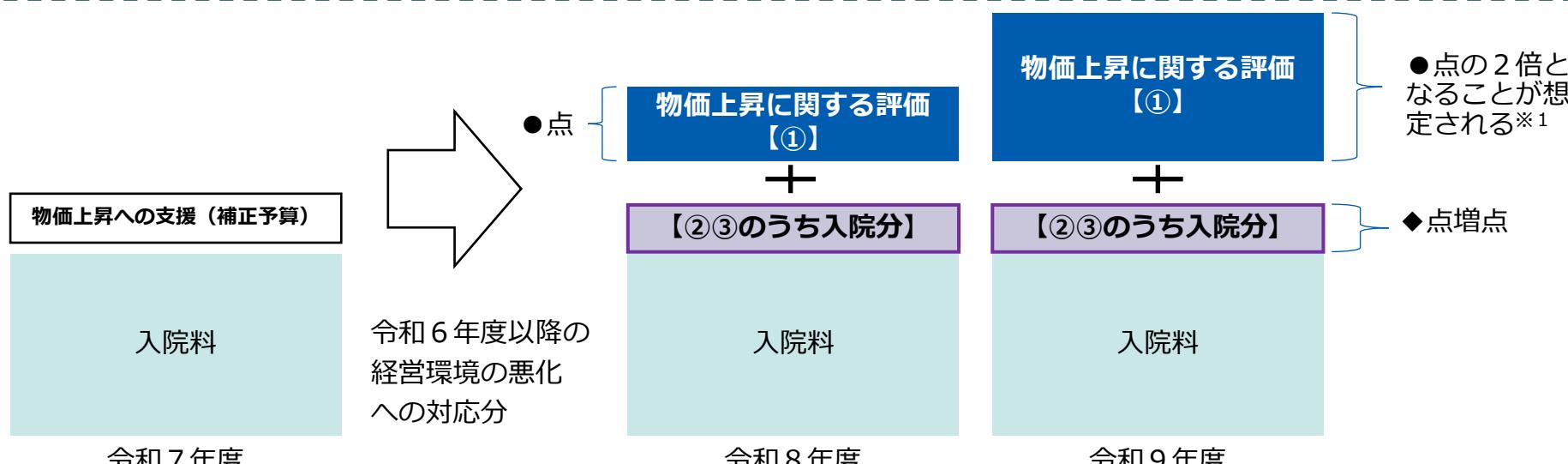
中医協 総-1
8.1.9

- 入院診療に関する物価上昇への対応について、大臣折衝における考え方を踏まえ、以下の通りとしてはどうか。
- ①令和8年度以降の物価上昇への対応については、外来における物価上昇対応と同様に、段階的に対応する必要があることを踏まえ、入院料等（入院基本料、特定入院料及び短期滞在手術等基本料3）とは別に、入院料等の算定時に算定可能な、物価上昇に関する評価を設定する。
 - ②③令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化への対応分については、令和8年度改定時に、入院料等の評価に含める。

※なお、こうした評価の水準は、病院の改定率（入院・外来を含む）から、前頁による外来診療における物価上昇対応の評価を差し引いた規模となるよう調整する必要がある。

【大臣折衝における記載】

- ① 物価対応分 $+0.76\%$ （令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度 $+0.55\%$ 、令和9年度 $+0.97\%$ ）。
特に、令和8年度以降の物価上昇への対応としては、 $+0.62\%$ （令和8年度 $+0.41\%$ 、令和9年度 $+0.82\%$ ）を充て、診療報酬に特別な項目を設定することにより対応する
- ②③ 令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 $+0.44\%$ 。
配分に当たっては、令和7年度補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持することとする。
※1 実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には（中略）令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う。



※1 実際の経済・物価の動向がR 8年時点の見通しから大きく変動した場合等には、加減算を含めた調整を実施